

69. 那覇市個人情報保護条例施行規程

平成 3 年 12 月 24 日
議 会 訓 令 第 1 号

改正 平成 27 年 10 月 1 日 議会訓令第 2 号
平成 28 年 4 月 1 日 議会訓令第 1 号
令和 2 年 4 月 1 日 議会訓令第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、那覇市個人情報保護条例(平成 3 年那覇市条例第 21 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例の施行)

第 2 条 条例の施行については、次条その他別に定める場合のほか那覇市個人情報保護条例施行規則(平成 3 年那覇市規則第 34 号)の規定の例による。

(事務の補助執行)

第 3 条 議長は、次の各号に掲げる議長の権限に属する事務の区分に応じ、当該各号に定める市長事務部局の職員を、議会事務局職員に充て補助執行させるものとする。この場合において、当該市長事務部局の職員は、議会事務局長の指揮監督を受けるものとする。

- (1) 条例第 12 条、第 13 条、第 15 条及び第 15 条の 2 の規定による請求の受付及び受理に関すること 総務部法制契約課の個人情報保護担当職員
- (2) 条例第 20 条第 1 項の規定による審査請求の受付及び受理に関すること 総務部法制契約課の審査請求担当職員

付 則

この訓令は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 27 年 10 月 1 日議会訓令第 2 号)～

付 則(令和 2 年 4 月 1 日議会訓令第 4 号) [略]